

保護者の皆様

小笠原村立小笠原中学校長
新妻 茂

学校感染症の取り扱いについて

下の感染症にかかった場合は、学校保健安全法の規定により出席停止の対象となります。つきましては、主治医から感染の恐れがないという診断が下るまで、登校を見合わせていただくこととなりますので、ご了承ください。

この処置はお子様に十分休養を与え、早期に治療させるためと、他の生徒への感染を防ぐためのものであり、出席停止中は欠席扱いとはなりません。

なお、感染の恐れがなくなりましたら、裏面の「学校感染症証明」を診療所医師により記入していただき、担任へご提出くださいますようお願いいたします。(インフルエンザは、診療所で渡される別様式に必要事項記入の上、学校にご提出ください。) お子様が元気に登校されるのをお待ちしております。

主な学校感染症

	病名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（感染性胃腸炎など）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

平成 年 月 日

小笠原村立小笠原中学校長殿

学校感染症 証明書

小笠原村立小笠原【 小 ・ 中 】学校 年 氏名：

疾患名に☑

学校感染症 第一種	<input type="checkbox"/> 病名【 】
学校感染症 第二種	<input type="checkbox"/> インフルエンザ※診療所配布の別様式使用 <input type="checkbox"/> 百日咳 <input type="checkbox"/> 麻疹 <input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) <input type="checkbox"/> 風しん(3日はしか) <input type="checkbox"/> 水痘(水ぼうそう) <input type="checkbox"/> 咽頭結膜熱 <input type="checkbox"/> 結核 <input type="checkbox"/> 髄膜炎菌性髄膜炎
学校感染症 第三種	<input type="checkbox"/> 溶連菌感染症 <input type="checkbox"/> 手足口病 <input type="checkbox"/> ヘルパンギーナ <input type="checkbox"/> 伝染性紅斑 <input type="checkbox"/> 流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎など) <input type="checkbox"/> マイコプラズマ感染症 <input type="checkbox"/> その他【 】

上記疾患の為、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで加療を要した。

〒100-2101
東京都小笠原村父島字清瀬
小笠原村診療所

医師

印

インフルエンザの出席停止システムが変更になります。

	これまで	今学期から
インフルエンザの疑い発覚	病院受診→インフルエンザかどうか診断 →学校へ連絡	これまでと同じ
出席停止基準	発症後5日かつ、解熱後丸2日を経過すること ※法律で決められています。	これまでと同じ
出席停止期間中の過ごし方	毎日検温を行い、自宅休養。	検温の結果を、インフルエンザ診断書(証明書)に保護者が記録し、自宅休養。
出席停止明けの医師の登校許可	必要(登校前に診療所を受診し、許可を得てから登校)	不要
必要書類(出席停止終了書)	学校から渡される「学校感染症 証明書」を医師に記入してもらい、登校初日に学校に提出	診療所から渡される「診断書(証明書)」に保護者が必要事項を記入し、登校初日に学校に提出

新様式(インフルンザと診断された時に診療所から渡されます)

診断書(証明書) 学校用

患者氏名: _____ 生年月日: 平成 ____年 ____月 ____日
 学校・学年: 小 ____中 ____高 ____年

上記患者は、インフルエンザに感染しているものと診断いたします。

簡易キット使用	<input type="checkbox"/>	使用なし	臨床診断のみ (A型疑い B型疑い)
	<input type="checkbox"/>	使用あり	陽性 (A型 B型) 陰性

症状出現日 ____月 ____日 診断日: 平成 ____年 ____月 ____日

上部分は診療所医師が記入 医療機関名: 小笠原村診療所 医師氏名: _____ 印

※ 学校保健安全法施行規則第19条第2項によると、インフルエンザによる出席停止期間の基準は、「発症した後、5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」とされています。

保護者記入欄(下記の記録欄を記入後、学校へ提出してください)

下記のとおり、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、丸2日を経過しましたので、出席停止措置の中止をお願い致します。

注) 解熱とは、丸1日発熱せずに経過したことをいいます。

	発症0日目	発症1日目	発症2日目	発症3日目	発症4日目	発症5日目	発症6日目	発症7日目	発症8日目
記録	日にち	/	/	/	/	/	/	/	/
	体温(朝)	度	度	度	度	度	度	度	度
	体温(夕)	度	度	度	度	度	度	度	度
例1	発症当日の すぐに解熱	発熱一解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可能	
例2							登校可能		
例3	発症2日目	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	登校可能	
例4								登校可能	
例5							後2日目	登校可能	
例6	発症5日目	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目
									登校可能

検温を毎日行い、保護者が記録する。

「発症後5日を経過し、解熱後丸2日」たったら

「保護者サイン欄」を記入・押印し、

登校初日に学校に持参。診療所の受診は不要。

(発熱期間が長く、解熱後、丸2日が記録できない場合は、裏面、あるいは別の記録用紙を添付するなどして記入してください)

平成 ____年 ____月 ____日 生徒氏名: _____ 保護者氏名: _____ 印

学校記入欄: 出席停止期間 ____月 ____日 ~ ____月 ____日

皆さんもご存じの通り、インフルエンザの流行期は、

- ①インフルエンザの疑いで診断を受ける人、
- ②インフルエンザの出席停止期間が終了となるため、医師に登校の許可を求める人で診療所は混雑していました。

①の高熱で苦しむ子の治療・診断を優先させるため今年度から、システムの一部変更がありました。

左が新しい「診断書(証明書)」です。以前は、学校から書類を渡して医師が記入していましたが、診断後は、家庭で検温をし、保護者の確認・書類の記入で、登校可となりました。

感染拡大を防ぐため、「発症して5日、解熱後丸2日を経過」という基準は、必ず守ってください。また、水痘などの出席停止しなくてはならない他の感染症は、従来通りです。

ご協力宜しくお願いします。